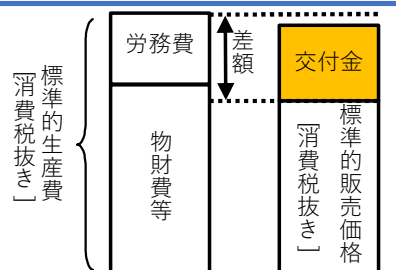


肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の交付金単価の算定方法

○ 制度の仕組み

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付

（負担割合） 国：生産者＝3：1



※ 品種区分は肉専用種、交雑種、乳用種
※ 毎月算定を実施

○ 交付金単価の算定

$$\text{交付金単価（円/頭）} = [\text{標準的生産費}^1 - \text{標準的販売価格}^2] \times \text{補填率（0.9）}$$

1. 標準的生産費

$$\text{標準的生産費（円/頭）} = \text{生産費} + \text{と畜経費}$$

肉用牛生産費統計※の費目（飼料費、光熱水料等）ごとに、直近月までの物価指数を乗じて物価修正を行い、生産費を算出

$$\left[\begin{array}{l} \text{生産費統計の費用} \\ \text{（直近の肉用牛生産費統計）} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{農業物価統計の物価指数} \\ \text{（毎月公表）} \end{array} \right]$$

※ 令和7年度算定では、令和5年の肉用牛生産費統計を使用（令和7年3月公表）

主な生産費の項目の計算

① もと畜費
（肉専用種は県別算定、交雑種、乳用種は全国算定）

② 配合飼料費×物価指数（物価修正）

③ 光熱水料及び動力費、労務費等×物価指数（物価修正）

各家畜市場の取引頭数及び平均価格を使用（肉用子牛取引情報（ALIC公表））
※肉専用種の場合、当該県に導入されたもと畜の価格を個体識別情報から推計し、都道府県別に算定を実施

配合飼料価格安定制度の補填金及び積立金も加味

左記のほか、「配合飼料以外の流通飼料費」、「建物費」、「自動車費」、「農機具費」を物価修正。労務費は毎月勤労統計に基づく指数により補正（令和7年度より）。

<物価指数> 肥育期間（肉専用種：21か月、交雑種：18か月、乳用種：12か月）の指数の平均を使用

2. 標準的販売価格

$$\text{標準的販売価格（円/頭）} = \text{枝肉単価}^{\text{注1}} \times \text{枝肉重量}^{\text{注1}} + \text{副産物価額}^{\text{注2}}$$

注1：市場取引（食肉流通統計における25市場）及び市場外取引の全規格加重平均（肉専用種は黒毛和種去勢、交雑種は交雑牛雌及び去勢、乳用種は乳牛去勢）

肉専用種の場合、①市場取引は、食肉流通統計の取引データを基に、当該県から出荷された牛の枝肉価格を個体識別情報から推計し、②市場外取引は、当該県で肥育された牛であるかを個体識別情報で確認し、全国10ブロック別に算定を実施。

注2：肉用牛生産費統計（きゅう肥）